

国民健康保険からのお知らせ

問合せ 仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎ 43-3316

「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は更新が必要です

70歳未満の方で、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、8月1日以降にお近くの市役所各庁舎・各出張所の国保担当窓口で申請してください。

なお、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方も、申請（国保税に滞納などがある場合、交付できないことがあります）をすることで、外来・入院にかかる一医療機関の窓口での支払い（個人単位）が限度額までとなります。

申請に必要なもの

- 対象の方の国民健康保険被保険者証
- 窓口に来られる方の本人確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）

7月は国民健康保険税の納税月です

問合せ 仙北市民生活課 市民税係 ☎ 43-1117

		令和5年度税率
医療分 国保加入者の医療費などにあてるための課税額 (すべての世帯が負担)	所得割率	6.80%
	均等割額	18,000円
	平等割額	17,000円
	課税限度額	650,000円
後期高齢者支援金分 後期高齢者医療制度の医療費などにあてるための課税額 (すべての世帯が負担)	所得割率	3.50%
	均等割額	9,000円
	平等割額	8,000円
	課税限度額	220,000円
介護納付金分 介護保険制度の第2号被保険者として納める課税額 (被保険者の中に40歳～64歳までの方がいる世帯が負担)	所得割率	3.00%
	均等割額	10,000円
	平等割額	4,000円
	課税限度額	170,000円

納税通知書は7月13日の発送を予定しています

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります（地方税法第703条の4）。

世帯単位で計算して世帯主あてに納税通知書を送付します。

また、世帯主の方が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者となり、世帯主あてに納税通知書を送付します。

軽減の割合	国保加入者（※擬制世帯主含む）全員の総所得金額などの合計
7割	43万円+10万円×（給与所得者などの数-1）
5割	43万円+29万円×被保険者数+10万円×（給与所得者などの数-1） （令和4年度：28万5千円）
2割	43万円+53万5千円×被保険者数+10万円×（給与所得者などの数-1） （令和4年度：52万円）

国民健康保険税の軽減範囲が変わります

5割軽減の基準が5千円、2割軽減の基準が1万5千円引上げになります。総所得金額などが所定の金額以下の場合、国民健康保険税が自動的に軽減（減額）されます。

- ※1 軽減（減額）されるのは【均等割額】および【平等割額】の部分です。
- ※2 国保加入者数には、同じ世帯のなかで国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。
- ※3 国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）も、その所得は判定の対象となります。
- ※4 給与所得者などの数とは次のいずれかの条件を満たす国保加入者（※擬制世帯主含む）を指します。
 - ・給与収入額が、55万円を超える方
 - ・公的年金などの収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える方、65歳以上の場合は125万円を超える方
- ※5 65歳以上の方は、公的年金所得から15万円を控除した額で計算します。
- ※6 令和5年度市県民税未申告の場合は軽減（減額）を受けられません。

国民健康保険の脱退・加入の手続きは「自身で行わなければならない」

加入の届出が遅れると、国民健康保険税は国保加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。さらに、被保険者証がないため、その間の医療を受ける際は全額自己負担になります。

また、脱退の届出が遅れると、国民健康保険税と社会保険などの健康保険料を二重に支払ってしまうこともあります。

加入・脱退などの手続きが済んでいない方は、市役所各庁舎・出張所の国保担当窓口でお早めに手続きをお願いいたします。

市税の納付は口座振替が便利です！

納付書で納付されている方はぜひ口座振替への切り替えをおすすめします。手続きについては取扱い金融機関、税務課または角館・西木市民センターへお申し出ください。

便利なポイント

- ① 納め忘れがない
納期限日に自動的に引き落とししますので、納め忘れの心配がありません。
- ② 手間がかからない
納期限ごとに金融機関などへ出向く必要がありません。
- ③ 安心安全
現金を持ち歩く必要がないため、安全です。

● 必要なもの／通帳 ▼ 通帳届出印 ▼ 口座振替を申し込む対象の納付書 ▼ 申込口座のキャッシュカード（市役所の窓口に提出する場合）

● 取扱い金融機関／秋田銀行 ▼ 北都銀行 ▼ 羽後信用金庫 ▼ 東北労働金庫 ▼ 秋田おほこ農業協同組合 ▼ ゆうちよ銀行（郵便局）

医療費が高額になったときの自己負担限度額(月額)

8月からの自己負担限度額は昨年度と変わりありません

所得	区分	3回目まで		4回目以降
		3回目まで		4回目以降
901万円を超える	ア	252,600円+（医療費-842,000円）×1%		140,100円
600万円を超え901万円以下	イ	167,400円+（医療費-558,000円）×1%		93,000円
210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円+（医療費-267,000円）×1%		44,400円
210万円以下（住民税非課税世帯を除く）	エ	57,600円		44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円		24,600円

所得区分	3回目まで		4回目以降
	外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）	
現役並みⅢ（課税所得690万円以上）	252,600円+（医療費-842,000円）×1%	140,100円	
現役並みⅡ（課税所得380万円以上）	167,400円+（医療費-558,000円）×1%	93,000円	
現役並みⅠ（課税所得145万円以上）	80,100円+（医療費-267,000円）×1%	44,400円	
一般（課税所得145万円未満など）	18,000円 ※1	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	-
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	-

70歳以上の方は、まず外来（個人単位）の限度額を適用した後、外来と入院を合わせた世帯単位の限度額を適用します。

※1 8月～翌年7月の年間限度額は144,000円（一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の合計の限度額です）

国民年金保険料免除等の申請について

問合せ 仙北市民生活課 国民年金係 ☎ 43-3316 大曲年金事務所 ☎ 0187-63-2296

7月1日から免除等申請の受付が開始されます

国民年金保険料を未納のままにしておく、将来の「老齢基礎年金」や「障害・死亡といった不測の事態が生じたときの「障害基礎年金」・「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（50歳未満）納付猶予制度」がありますので、市役所の国民年金担当窓口か年金事務所まで手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。郵送またはマイナンバーを利用した電子申請もできます。

令和5年度の免除等申請の受付は7月1日から開始され、7月分から令和6年6月分までの期間を対象として審査を行います。また、申請できる過去期間については、2年1か月前の月分までです。

免除された期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなりますが、10年以内であれば後から納めること（追納）ができます。

一 介護保険事務所からのお知らせ

介護保険料の納付について

介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、保険料はこの制度を支える大切な財源です

介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し（表参照）、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

なお、第1段階から第3段階の住民税非課税世帯については、保険料の負担軽減を行っています。

普通徴収

7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をおすすめします。

※普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けていない方、令和5年度中に65歳になる方などです。

特別徴収

年金支給月（偶数月）に年金からの差し引きによる納付となります。

段階	区分（令和5年度の住民税課税状況など）	保険料（年額）
第1段階	世帯全員が 住民税非課税 生活保護を受給している方 本人の前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円以下の方	24,120円 基準額×0.3
第2段階	本人の前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が120万円以下の方	30,150円 基準額×0.375
第3段階	本人の前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が120万円を超える方	56,280円 基準額×0.7
第4段階	住民税課税世帯 本人の前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円以下の方	70,350円 基準額×0.875
第5段階	本人の前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円を超える方	80,400円 基準額
第6段階	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	100,500円 基準額×1.25
第7段階	本人の前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	104,520円 基準額×1.3
第8段階	本人の前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	120,600円 基準額×1.5
第9段階	本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方	140,700円 基準額×1.75

災害などの特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難なときは、申請によって介護保険料の減免または徴収猶予が認められる場合があります。詳しくは、右記までお問い合わせください。

問合せ
▶ 介護保険事務所 保険給付班 ☎ 0187-86-3911
▶ 仙北市長寿支援課 ☎ 43-2281
▶ 仙北市包括支援センター ☎ 43-2283

福祉医療費受給者証の更新と交付のお知らせ

問合せ 仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎ 43-3316

▼更新日程

期日	場所	時間
7月18日(火)	市役所神代出張所	9:00～19:00
7月19日(水)	市役所松木内出張所	9:00～16:00
7月20日(木)	田沢湖総合開発センター	9:00～19:00
7月21日(金)	西木総合開発センター	9:00～16:00
7月22日(土)	市役所角館庁舎 1階 101・102会議室	9:00～16:00

現在お使いの福祉医療費受給者証は、8月1日から更新されます（一部受給者を除く）

現在、受給者証をお持ちの方で更新が必要の方に、7月はじめに申請書を同封した通知を送ります。ご都合のつく会場で手続きを行ってください。

都合により左記日程で更新・交付手続きができない方は、**7月31日(月)以降に角館庁舎の市民生活課国民健康保険係（4番窓口）**で手続きを行ってください（7月24日(月)～28日(金)の間は受給者証を交付することができません）。

通知に記載されている必要書類（健康保険証など）は必ずお持ちいただくようお願いいたします。**書類がそろっていないとその場での交付ができません。**

福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

次に該当する場合は届出が必要です。

- ▼健康保険証が変わったとき
- ▼住所や氏名が変わったとき
- ▼ひとり親家庭ではなくなったとき（事実婚を含む）
- ▼転出、死亡したとき
- ▼身体障害者手帳、療育手帳の等級が変わったとき
- ▼受給者証を紛失、汚損、破損したとき
- ▼受給者証の有効期限が切れたとき

健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳（障がい者の区分で該当している方）、受給者証、本人確認書類（運転免許証など）をお持ちのうえ、お近くの市役所各庁舎・各出張所の国保担当窓口へ届出をしてください。

福祉医療制度について

福祉医療費助成制度は、乳幼児から中学生までの児童、高校生など、ひとり親家庭などの児童、高齢身体障がい者および重度心身障がい（児）者の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成する制度です。この制度にかかる費用は、秋田県と仙北市が負担します。

▼対象となる方

対象者	対象内容	所得制限【所得制限対象者】
乳幼児および小・中学生	生まれた日から中学校修了年度の3月31日まで	なし（区分分けのため所得確認は必要）【父、母】
高校生など	15歳の誕生日以降の最初の4月1日から18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで ▶高校の在学は問いません。 ▶被用者保険本人を含む。	なし
ひとり親家庭の児童	・母子家庭、父子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・父または母が1～2級程度の身体障害者手帳などを持つ家庭の児童 ▶18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで。 ▶被用者保険本人は該当しません。	あり【父、母、扶養義務者】
重度心身障がい（児）者	身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aを持っている方	被用者保険本人のみあり【本人、配偶者、扶養義務者】
高齢身体障がい者	65歳以上の身体障害者手帳4～6級を持っている方 ▶被用者保険本人は該当しません。	あり【本人、配偶者、扶養義務者】

福祉医療制度の対象となるが申請をしたことがない、受給者証の有効期限が7月31日までとなっているのに7月中旬に更新の通知が届かないなどの方は、**8月1日(火)以降に市民生活課国民健康保険係へお問い合わせください。**